

## 羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び介助者に羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証（以下「無料乗車証」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もって障がい者の社会参加の促進及び福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者
- (3) 岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年岐阜県規則第72号）第3条第2項の規定による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者

2 無料乗車証の有効期限は、発行日の属する年度から5年を経過した年度の3月31日又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの有効期限の早い日とする。

### (申請)

第3条 無料乗車証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請の際に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付対象者の写真
- (2) 所持している無料乗車証（無料乗車証を更新しようとする場合）
- (3) 委任状（代理人が申請する場合）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の申請の際に、確認書類として身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかを提示しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証(別記第2号様式)を交付するものとする。

(更新)

第5条 無料乗車証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が当該無料乗車証を更新しようとする場合は、前2条の規定を準用する。

(変更)

第6条 利用者は、その住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を市長へ届けなければならない。

2 前項の規定による変更の手続きは、第3条及び第4条の規定を準用する。

(再交付)

第7条 利用者は、無料乗車証を紛失、破損又は汚損したときは、市長へ申請をすることにより、無料乗車証の再交付を受けることができる。

2 前項の再交付の手続のうち、無料乗車証の破損又は汚損を理由とする無料乗車証の再交付は、破損又は汚損した無料乗車証と引き換えに行うものとする。

3 第1項の規定による再交付の手続は、第3条及び第4条の規定を準用する。

(無料乗車証の利用)

第8条 無料乗車証は、利用者本人のみ利用することができる。ただし、利用者が介助を必要とする場合は、利用者1名につき1名が介助者として無料で同乗することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 羽島市コミュニティバスの乗車時に、無料乗車証を運転手に提示すること。

(2) 無料乗車証を他人に貸与又は譲渡しないこと。

(3) 本証を紛失、破損又は汚損したときは、直ちに本市へ届け出ること。

(4) 介助者と同乗する場合は、その旨を運転手に伝えること。

2 市長は、前項各号に掲げる事項を遵守しなかった利用者に対し、その遵守を求め、又は無料乗車証の返還を求めることができる。

(交付の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該交付を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項の有効期限が経過したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により無料乗車証の交付を受けたとき。
- (4) 前条第2項の規定により、市長が無料乗車証の返還を求めたとき。

(返還等)

第11条 利用者は、前条の規定により市長が交付を取り消した場合は、直ちに無料乗車証を市長へ返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、無料乗車証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(羽島市コミュニティバス無料乗車証に関する要綱の廃止)

- 2 羽島市コミュニティバス無料乗車証に関する要綱（平成28年3月7日決裁）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第3条の規定による羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証申請書の提出その他無料乗車証に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別記第1号様式（第3条関係）

羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証申請書

年 月 日

（あて先）

羽島市長

申請者 氏 名

羽島市コミュニティバス障害者用無料乗車証兼介助者無料乗車証に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損又は汚損
ふりがな 氏 名	
住 所	
電話番号	
生年月日	

